

帯広市体育施設条例の一部改正について
帯広市体育施設条例の一部を次のように改正する。

令和 8 年 9 月 3 日提出

帯広市長 上 野 庸 介

帯広市体育施設条例の一部を改正する条例
帯広市体育施設条例（昭和59年条例第10号）の一部を次のように改正する。

別表 2 帯広の森第二アイスアリーナの項中「7月31日」を「8月31日」に、「9月1日」を「10月1日」に改め、同表帯広の森スポーツセンターの項中「9月10日」を「8月10日」に、「10月1日」を「9月1日」に改める。

附 則

この条例は、令和 9 年 4 月 1 日から施行する。

（説 明）

施設の開館期間を変更するため、条例の一部を改正しようとするものである。